

質問第九二号

内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月四日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿



内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問主意書

「参議院議員熊谷裕人君提出桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問に対する答弁書」(内閣参質二〇〇第六六号) に関して質問します。

一 前記答弁書の「一から三までについて」には、「安倍総理の夫人」の「桜を見る会」への出席は、「安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助する一環として行われてきた」とあります。この「公務の遂行」の「補助」の一環として「安倍総理の夫人」が出席する行事には、「桜を見る会」のほかどんな行事があるのですか。典型的な催しをお示し下さい。

二 「公務の遂行」の「補助」には、日当や実費などとして公費は支出されていますか。されているなら、どこからいくら支出されたのか、第二次安倍政権以降について、年度別にお示し下さい。また、飲食費、交通費などに公費が支出されているなら、その細目と金額を第二次安倍政権以降について、年度別にお示し下さい。

三 「公務の遂行」の「補助」において公用車は使われていますか。使用されているなら第二次安倍政権以降、どの催しで何回使用されたのか、年度別にお示し下さい。

右質問する。